

鳥取県告示第493号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
1 2 3 合同会社	西伯郡南部町倭205-7	1 2 3 合同会社	西伯郡南部町倭205-7	福祉用具貸与	平成21年7月1日
株式会社港タクシー	境港市元町123	港タクシーケアセンター指定訪問介護事業所	境港市上道町1903-4	訪問介護	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
医療法人佐々木医院	西伯郡大山町田中1383	医療法人佐々木医院	西伯郡大山町田中646-1	介護予防訪問介護	平成21年6月1日
1 2 3 合同会社	西伯郡南部町倭205-7	1 2 3 合同会社	西伯郡南部町倭205-7	介護予防福祉用具貸与	平成21年7月1日